

福山市飲食店多言語メニュー作成支援業務 事業者評価委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 福山市飲食店多言語メニュー作成支援業務を実施するにあたって、プロポーザル方式の審査及び評価等を厳正かつ公正に行うため、福山市多言語メニュー作成支援システム整備事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 提案の審査及び評価に関すること。
- (2) その他第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 評価委員会は委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 公益社団法人福山観光コンベンション協会専務理事
- (2) 福山飲食組合長
- (3) 福山市経済環境局経済部経済総務課長
- (4) 福山市経済環境局産業振興課長
- (5) 公益社団法人福山観光コンベンション協会事務局長

(評価委員長)

第4条 評価委員会に評価委員長1人を置き、評価委員長は福山観光コンベンション協会専務理事とする。

2 評価委員長は評価委員会を代表し、会務を総理する。

3 評価委員長に事故があるとき、又は評価委員長が欠けたときは、評価委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 評価委員長は、特に必要がある場合は、前条に規定する委員以外の者を委員に指名することができる。

5 第3条2にある委員がやむを得ない事情により出席できない場合、該当委員の所属課・団体より代理人を選出し、代理出席できるものとする。

(会議)

第5条 評価委員会の会議は、評価委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは評価委員長の決するところによる。

4 評価委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

5 委員会の会議は、非公開とする。

(委員等の責務)

第6条 委員及び委員会の会議に出席した者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、福山観光コンベンション協会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、評価委員長が別に定める。

附 則

この要領は、2023年（令和5年）6月16日から施行し、福山市飲食店多言語メニュー作成支援業務の契約が締結された日をもって失効する。